

報告第8号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

専決第6号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月28日専決

新城市長 穂積亮次

- 1 事故発生日時 令和3年6月4日 午後2時45分頃
- 2 事故発生場所 新城市八束穂字細ツブラ1321番4地先  
市道細ツブラ加生沢線
- 3 賠償する相手方 豊橋市明海町33番地の13  
レンテック大敬株式会社  
代表取締役 嵩 明 美
- 4 事故の概要 市道細ツブラ加生沢線にて路肩の草刈り作業を実施していたところ、草刈機の刃が石を跳ね飛ばし、信号待ちで停車していた当該車両の左側後部のガラスを破損させた。
- 5 損害賠償額 41,140円

報告第9号

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

別紙

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

令和2年度健全化判断比率

標準財政規模 (千円)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
14,924,338	—	—	6.6	62.6

(参考)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.83	17.83	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

令和2年度資金不足比率

会計名	宅地造成事業 特別会計	病院事業会計	水道事業会計	工業用水道 事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

報告第10号

新城市土地開発基金運用状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和2年度新城市土地開発基金運用状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第11号

公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和2年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第12号

有限会社つくで手作り村の経営状況

新城市法人の設立及び出資等に関する条例（平成17年新城市条例第227号）第17条の規定により、令和2年度有限会社つくで手作り村の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第13号

新城市土地開発公社の経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和2年度新城市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第14号

令和2年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算報告書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次



別紙  
様式第38 (第25条関係)

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国・県 支出金	地方債	その他		一般財源	国・県 支出金	地方債		その他	一般財源	国・県 支出金	地方債	その他	一般財源
02 総務費	01 総務管理費	東 庁 舎 改 修 事 業	元	195,166,000	0	0	195,166,000	0	157,884,100	0	0	157,884,100	0	37,281,900	0	0	37,281,900	0
			2	79,969,000	0	0	79,969,000	0	100,015,300	0	0	100,015,300	0	△ 20,046,300	0	0	△ 20,046,300	0
			計	275,135,000	0	0	275,135,000	0	257,899,400	0	0	257,899,400	0	17,235,600	0	0	17,235,600	0
08 土木費	04 都市計画費	新城駅南地区 整 備 事 業	元	93,500,000	0	88,800,000	0	4,700,000	78,750,000	0	74,800,000	0	3,950,000	14,750,000	0	14,000,000	0	750,000
			2	112,580,000	0	106,900,000	0	5,680,000	122,891,000	0	116,700,000	0	6,191,000	△ 10,311,000	0	△ 9,800,000	0	△ 511,000
			計	206,080,000	0	195,700,000	0	10,380,000	201,641,000	0	191,500,000	0	10,141,000	4,439,000	0	4,200,000	0	239,000
10 教育費	03 中学校費	東 郷 中 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 事 業	元	206,260,000	0	196,900,000	0	10,360,000	133,980,000	0	126,900,000	0	8,080,000	72,280,000	0	70,000,000	0	2,280,000
			2	481,273,000	0	457,200,000	0	24,073,000	553,166,900	0	520,100,000	0	33,066,900	△ 71,893,900	0	△ 62,900,000	0	△ 8,993,900
			計	687,533,000	0	653,100,000	0	34,433,000	687,146,900	0	646,000,000	0	41,146,900	386,100	0	7,100,000	0	△ 6,713,900

第87号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

専決第7号

令和3年度新城市一般会計補正予算（第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年7月27日専決

新城市長 穂積亮次

## 第 88 号議案

新城市個人情報保護条例及び新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

新城市個人情報保護条例及び新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 31 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市個人情報保護条例及び新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(新城市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 新城市個人情報保護条例（平成 17 年新城市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に改める。

(新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年新城市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

第 3 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第89号議案

### 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

### 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市営バスの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表備考2を次のように改める。

2 湯谷温泉もつくる新城線のうち、もつくる新城南停留所、もつくる新城（正面）停留所、新城総合公園（東側）停留所又は鳳来寺山山頂停留所で乗車し、又は降車する場合は、1回の乗車につき400円とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) もつくる新城南停留所で乗車し、もつくる新城（正面）停留所若しくは新城総合公園（東側）停留所で降車する場合

(2) もつくる新城（正面）停留所で乗車し、もつくる新城南停留所若しくは新城総合公園（東側）停留所で降車する場合

(3) 新城総合公園（東側）停留所で乗車し、もつくる新城（正面）停留所若しくはもつくる新城南停留所で降車する場合

(4) 鳳来寺山山頂停留所で乗車し、湯谷温泉駅南停留所で降車する場合

(5) 湯谷温泉駅南停留所で乗車し、鳳来寺山山頂停留所で降車する場合

### 附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、湯谷温泉もつくる新城線の停留所を変更するため必要があるからである。

## 第90号議案

新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定  
新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第1条 コミュニティ・ビジネスを推進するため、新城市コミュニティ・ビジネス推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

#### (処分)

第5条 基金は、コミュニティ・ビジネスを推進するための財源に充てる場合に限り、処分することができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 理由

この案を提出するのは、コミュニティ・ビジネスを推進するための財源を確保するため必要があるからである。

## 第91号議案

### 新城市住民投票条例の一部改正

新城市住民投票条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

### 新城市住民投票条例の一部を改正する条例

新城市住民投票条例（平成25年新城市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「印を押すことに併せ、」を「並びに」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正を踏まえ、住民投票の実施の請求者の署名簿への押印を廃止するため必要があるからである。

## 第92号議案

### 新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例 の制定

新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例  
私たちは、誰もが元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちをめざして、共  
につながり、共に支え合う活動を何よりも大切にしています。

人は誰でも生涯の中で様々な困難に出会います。いかなる困難な時であっても、人  
間の尊厳が守られ、誰もが個人として尊重され、それぞれの幸福を追求する権利が保  
障されるためには、社会福祉の事業が不可欠です。

社会福祉の事業は、先人たちの不断の努力により、多方面にわたって目覚ましい発  
展を遂げてきました。今日では福祉サービスが、生涯にわたるセーフティネットの役  
割を果たしています。

このため、福祉サービスの担い手は、国・地方自治体をはじめとする公共機関はも  
とより、社会福祉法人、民間企業体、市民活動団体、地域住民団体、そして家族・親  
族や近隣関係に至るまで、多方面に広がっています。

同時に、福祉サービスが所期の目的を果たし、利用者の暮らしの質を保てるよう  
なるためには、対象領域ごとに専門的な知識や技能を身につけ、目的意識を持って仕  
事や活動にあたる人々を必要とします。事業経営、職業、ボランティア活動等の別な  
く、これらに関わりを持つ人々のことです。さらには、福祉の仕事を目指す人や社会福  
祉の経験等を持ち、潜在している人々を含め福祉人材とすることができます。

しかし、少子化と人口減少、「人生100年時代」と言われる超高齢社会に入る中  
で、福祉人材の育成と確保が各地で困難になっています。

この現状を克服して、福祉サービスを持続的に供給し、社会の変化に対応して発展  
させるためには、人に寄り添い、人生の伴走者として共に生きる福祉従事者の仕事や  
活動が、それにふさわしい敬意と社会的評価を受けられるようにすることが不可欠で



す。

私たちは、誰もが支え手・提供者であり受け手・受益者であるという社会福祉の事業の本質と、それが高い水準を保って持続するためには、福祉従事者の仕事や活動を正當に評価し、福祉従事者自身もそれに応えて常にその力を高めていくことが求められるという社会福祉の事業の今日的課題を自覚し、市民共通の理解としたいと考えます。

以上の趣旨に基づき、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現と、そこに向けて、福祉従事者、事業者、市民及び市が力を合わせて、共につながり、共に支え合う地域共生社会の構築を図るために、本条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するため、福祉従事者の支援に関し、基本理念を定め、福祉従事者、事業者、市民及び市の責務を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、福祉従事者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉従事者 市内で福祉サービスに従事する者をいう。
- (2) 事業者 市内で社会福祉を目的とする事業を営む者をいう。
- (3) 市民 新城市自治基本条例（平成24年新城市条例第31号。以下「自治基本条例」という。）第2条第2号に規定する市民（前2号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。
- (4) 市 自治基本条例第2条第3号に規定する市をいう。

#### (基本理念)

第3条 福祉従事者の支援は、福祉従事者、事業者、市民及び市が、地域における社会福祉及び地域共生社会の重要性を十分に認識するとともに、互いに助け合い、理解を深めながら、相互に連携し、及び協力し、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

#### (福祉従事者の責務)

第4条 福祉従事者は、相互に人格と個性を尊重し、並びに福祉従事者としての資質及び福祉サービスの質の向上に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、福祉従事者の労働環境の向上及び人材の育成並びに事業者間の連携及び協力を努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが社会福祉を享受し、かつ、提供する者であることを踏まえ、福祉従事者の人格と個性を尊重し、市民、福祉従事者及び事業者間の相互の支え合いに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現のために必要な支援に努めるものとする。

(推進施策)

第8条 福祉従事者、事業者、市民及び市は、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 福祉従事者の資質及び福祉サービスの質の向上を図ること。
- (2) 福祉サービスに従事しようとする者及び社会福祉を目的とする事業を始めようとする者を支援すること。
- (3) 社会福祉を目的とする仕事及び活動について、知り、及び学ぶ機会を創出すること。
- (4) 福祉従事者及び事業者並びに福祉に関する団体の相互の連携及び協力の関係を構築すること。
- (5) 福祉従事者及び事業者並びに福祉に関する団体を支援し、及びこれらのものの社会的評価の向上を図ること。

(新城市福祉従事者支援施策推進会議)

第9条 福祉従事者、事業者、市民及び市は、前条の施策の推進を図るため、新城市福祉従事者支援施策推進会議を置く。

- 2 新城市福祉従事者支援施策推進会議の組織及び運営については、会議に諮って別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するため必要があるからである。

## 第93号議案

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部改正

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部を改正する条例

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例(平成27年新城市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同条第5号中「肥料取締法施行規則(昭和25年農林省令第64号)第1条の2」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第64号)第1条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、肥料取締法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第94号議案

### 新城市特別用途地区建築条例の一部改正

新城市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

### 新城市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

新城市特別用途地区建築条例（平成17年新城市条例第174号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 新城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

第2条中「この条例は、」の次に「都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された」を加える。

第3条第1項中「別表第2」の次に「の左欄に掲げる対象区域の区分に応じ、同表の中欄」を加える。

第4条中「1,000平方メートル以上」を「別表第2の左欄に掲げる対象区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる敷地面積の規模」に改める。

第6条を削る。

第5条中「20万円以下の罰金に処することができる」を「50万円以下の罰金に処する」に改め、同条第1号中「第3条又は前条」を「第3条第1項又は第4条」に改め、同条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置）

第5条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第3条及び前条の規定の適用については、その敷地の過半が当該対象区域に属するときは当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該対象区域に

属さないときは当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。  
別表第1及び別表第2を次のとおり改める。

別表第1（第2条関係）

名称	区域
新城南部産業振興地区	東三河都市計画特別用途地区の区域のうち、新城南部産業振興地区の区域
国道151号沿道サービス地区	東三河都市計画特別用途地区の区域のうち、国道151号沿道サービス地区の区域

別表第2（第3条、第4条関係）

対象区域	建築してはならない建築物	敷地面積の規模
新城南部産業振興地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法別表第2（い）項第1号から第4号までに掲げる建築物</li> <li>2 法別表第2（わ）項第4号、第6号及び第8号に掲げる建築物</li> <li>3 物品販売業を営む店舗又は飲食店であって、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物</li> <li>4 レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で、出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する事業を営む工場</li> <li>5 土砂の洗浄を営む工場</li> </ol>	1,000平方メートル以上
国道151号沿道サービス地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法別表第2（へ）項第5号に掲げる建築物</li> <li>2 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物</li> <li>3 法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げる建築物</li> <li>4 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く。）</li> <li>5 畜舎（ペットショップ、ペットホテルその他これ</li> </ol>	

	らに類するもの及びペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎を除く。)	
--	-------------------------------------	--

#### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、特別用途地区内の建築物に関し、必要な制限を定める等のため必要があるからである。

第95号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第6号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次



第96号議案

令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第97号議案

令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第98号議案

令和2年度新城市一般会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第99号議案

令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第100号議案

令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第101号議案

令和2年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第102号議案

令和2年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第103号議案

令和2年度新城市千郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市千郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次



第104号議案

令和2年度新城市東郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市東郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第105号議案

令和2年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市吉川組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第106号議案

令和2年度新城市小畑財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市小畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第107号議案

令和2年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市中宇利財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第108号議案

令和2年度新城市富岡財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市富岡財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第109号議案

令和2年度新城市黒田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市黒田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第110号議案

令和2年度新城市庭野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市庭野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

第111号議案

令和2年度新城市一畝田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市一畝田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次



第112号議案

令和2年度新城市八名井財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度新城市八名井財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

新城市長 穂積亮次













































